

環境大臣 笹川 博義 様

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和8年9月30日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

1 環境再生事業の理解醸成の推進について

長泥地区においては、平成 29 年度より、飯舘村、長泥地区及び環境省が協働することで、村内で発生した除去土壌を再生資材化し農地の基盤材として活用する「環境再生事業」が精力的に進められてきた。本事業は、飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会などを通じて、住民と国、関係機関が課題を共有・協議しながら取り組んできている稀有な事業である。

以上を踏まえ、以下の事項について要望する。

- (1) 長泥地区環境再生事業エリア及び付帯エリアについては、第 3 期復興創生期間中に、村が主体となった福島再生加速化交付金事業などの実施を計画していることから、1 工区の施工を速やかに実施すること。併せて比曽川及び橋梁の整備を実施すること。
- (2) 「環境再生情報ひろば」などを活用した丁寧な情報発信を行うことで、福島県内外のより多くの人々が本事業を見学・理解できる機会を創出し、科学的知見に基づく全国的な理解醸成および関係省庁における理解醸成を図ること。
- (3) 放射性物質を含む土壌の再生利用について、事業完了後も環境省と飯舘村が協働し、継続的に活用・維持管理できる仕組みとするため、長期的な視点に立った交付金・基金等の制度的枠組みの創設を図ること。

2 脱炭素むらづくりに向けた支援について

本村は、2022年3月に「ゼロカーボンビレッジいいたて」を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロの達成を目指している。森林資源や循環型農業の知見を生かし、再生可能エネルギーと農業振興を一体的に進めることで、脱炭素と地域振興の両立に向けた取組を推進しているところである。

以上を踏まえ、脱炭素むらづくり及び復興の加速に向け、以下の事項について特段の支援を要望する。

- (1) 脱炭素むらづくりを着実に進めるため、国が有する知見の提供や助言等による、伴走型の人的支援を継続して行うこと。
- (2) 国有林及び民有林について、脱炭素を見据えた長期的視点に立ち、地域の林業事業者が継続的に管理していくための対策を講じるなど適正な保全・管理を行うこと。
- (3) 福島国際研究教育機構（F-REI）による地域連携型研究の展開を踏まえ、飯舘村蔵平地区について、木質バイオマス施設を含む複合的な実証フィールドとして活用するとともに、隣接する国有林の適切な保全及び森林環境整備による里山を含む山林の機能回復を図り、間伐材・未利用材等の森林資源を木質バイオマスとして循環利用することで、村内営農及び土地活用の促進に資する取組について関係機関との調整を行うこと。
- (4) 木質バイオマス発電施設から発生する灰の取扱いについて、本事業が福島の復興、環境再生及び脱炭素社会の実現に資する公益性の高い取組であることを踏ま

え、処理・管理・最終的な取扱いに関し、制度面及び運用面の双方において特段の配慮を行うこと。

3 帰還困難区域の再生・発展のための支援について

本村では、令和5年5月に長泥地区の特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園における避難指示が解除され、令和7年3月末には、資源活用型たい肥製造施設用地及び燃料ペレット用のバイオマス資源栽培農地について、避難指示が解除された。

今後は、国有林に囲まれた帰還困難区域全体の早期の避難指示解除及び長泥地区の再生・発展に向けた取組を、より一層スピード感をもって進める必要がある。

以上を踏まえ、目的が達成されるまでの間、以下の事項について特段の支援を要望する。

- (1) 残存する未除染地への適切な対応を進めること。
- (2) 帰還困難区域内の森林について、区域解除要件等の整理に資するよう、林野庁と連携し放射線量を正確に把握するとともに適正な保全・管理を行うこと。
- (3) 環境再生事業農地及び除染済み農地における営農再開を促進するため、関連する支援事業の適用拡大及び必要な予算を確保すること。
- (4) 国が有する各種知見の提供や助言等による、帰還困難区域の再生・発展に向けた伴走型の人的支援を継続して行うこと。